

Title	ブラジル民事訴訟法における家族の手続的規律
Sub Title	Procedural rules on family matters in Brazilian civil procedure
Author	Câmara, Alexandre Machado, Daniel()
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.9 (2024. 9) ,p.81 (82)- 94 (69)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (2・ 完) 第二部 脆弱者の法的保護
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20240928-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (2・完)

第二部 脆弱者の法的保護

ブラジル民事訴訟法における 家族の手続的規律

アレシャンドリ・フレイタス・カマラ*

マシャド ダニエル／訳

- I 序説
- II 家事事件の自己解決——調停の任意性
- III 渉外的家事事件に関する問題——国際的な子の奪取及び国際扶養
- IV 裁判手続きの特別規定
- V 裁判手続きにおける新たなテクノロジーの活用
- VI 司法面談
- VII 裁判官の事件管理権 (case management)
- VIII 強制執行の方法 (扶養義務者の民事拘禁)
- IX 危険にさらされている家族構成員の保護措置
- X 結語

※訳註 i) ～ x) は、原文脚注と混同しないよう、文末注として付してある。

* 訴訟法博士 (PUC-MG 大学)。ジェトウリオ・ヴァルガス財団リオデジャネイロ (FGV-RJ) ロースクール教授。ブラジル訴訟法学会副会長。イベロアメリカ訴訟法協会理事会会員。国際訴訟法学会 (International Association of Procedural Law-IAPL) 会員。リオデジャネイロ州高等裁判所判事。

I 序説

近年、ブラジル家族法が大きく変化した。ブラジル家族法は1988年ブラジル連邦共和国憲法によりいくつかの点で重要な進化を遂げた。同憲法には、子どもが嫡出子か非嫡出子か、実子か養子かなどのいかなる区別も否定し、安定した結合ⁱ⁾を法的に承認し、そしてひとり親世帯を家族として法的に保護する規定が置かれた。ところが、1988年以降もさらなる進展があった。

同じジェンダーの人同士の婚姻ⁱⁱ⁾、社会情愛上の親子関係ⁱⁱⁱ⁾、多親関係及び共同親関係（共同親関係とは家族関係または情愛的関係のない者同士と一緒に子どもをもって育てることを目的とする契約から発生する親子関係をいう）はいずれも法的に認められるようになった。そのほかに同時家族^{iv)}及びスラブル^{v)}（スラブルとはジェンダーや性的指向を問わず3人の当事者からなる家族関係をいう）の家族法上の承認可能性が議論されるようになった。

2015年民事訴訟法典の成立後、このように複雑化した家族を規律し、多種多様な家族紛争を解決するためにさまざまな手続法の技術が生み出された。本稿ではこれらの技術について検討する。

II 家事事件の自己解決^{vi)}——調停の任意性

ブラジル民事訴訟法（以下、同法の規定を引用する場合に単に「民訴」という）第3条2項は「国は可能な限り合意による紛争の解決を促進するものとする」と規定している。同条3項は「裁判官、弁護士、公選弁護士、及び検察官は和解、調停その他の合意による紛争解決の方法を勧告するものとする。訴訟手続き中でも同様とする」と定めている。この規定は、ブラジル民事訴訟法の基本原理であり、当然、家事事件手続法に対しても影響を及ぼす。

そのためにも民事訴訟法の家事事件手続に関する規定（民訴第693～699条）の中の第694条という明文の規定をもって「家事事件において、紛争が合意により解決するために必要なありとあらゆる努力をしなければならない。この場合において、裁判官は調停または和解のために必要な専門家の支援を

得るものとする」と定められている。さらに同条単項^{vii)}では、当事者の申立てにより、当事者が裁判外の調停又は学際的対応 (atendimento multidisciplinar) により紛争を解決しようとする場合、裁判手続を中断することができる」とされている。

これらの規定を受けて、家事事件において被告が「調停又は和解の手続き」に出頭するように呼び出される (民訴第 695 条)。そして、その手続きは「和解による解決を可能にするために必要と認められる期日回数に分けることができる。ただし、この場合において、権利の消滅を避けるための措置を講ずることを妨げない」とされている (民訴第 696 条)。答弁書の提出期間は合意による解決ができないと認められた時より起算し (民訴第 697 条)、その時点から通常の訴訟手続きに移行する。

次に、このような裁判上の調停手続きが義務とされているか、それとも当事者がこの手続きを任意に省くことができるかを検討しなければならない。なぜなら、民訴第 334 条 4 項 1 号 (通常の訴訟手続きの規律に関する規定) では「両当事者が明示的に合意による解決を求めない意思を表示した場合」には、自己解決の手続きが行われないと定められているからである。さらに、調停基本法 (2015 年法律第 13140 号) 第 2 条 2 項では明文の規定をもって「何人も調停手続きの続行を強いられない」と定められている。

この点について学説の対立があるが¹⁾、一般的には当事者の意思に関わらず調停手続きを実施しなければならないと解すべきだとされている。なぜなら、当事者が当初合意による解決を求めていなかったとしても、専門的な訓練を受けた調停委員その他の専門家 (例えば、心理療法師やソーシャル・ワーカー) からなるチームの活躍により合意による解決を受け入れる可能性があるからである。ただし、一定の場合には例外を認める必要がある。すなわち、女性又は子どもに対して家庭内暴力の事実が認められ、何らかの救済措置——特に接近禁止を含むもの——が命じられた場合には、このような手続きを実施する意味がない (2006 年法律第 11340 号第 22 条 3 項 a 及び b、2022 年法律第 14344 号第 20 条 3 項及び 4 項)。この場合、家庭内暴力被害者の脆弱性を考慮し、いかなる合意による解決も不可能である以上、調停手続きの実施

を正当化できなくなるのである。

Ⅲ 渉外的家事事件に関する問題——国際的な子の奪取及び国際扶養

ブラジルは2000年1月に、日本も既に締約国となっている、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、「ハーグ条約」という）を批准した。ハーグ条約上のブラジルの中央当局は法務省国家司法局所管の債権回収及び国際司法協力課（Departamento de Recuperação de Ativos e Cooperação Jurídica Internacional）である。

ブラジルは連邦国家である以上、児童又は青少年の常居所地国への早期な返還に関する管轄権は、憲法第109条3号の規定に従って、連邦司法に帰属する²⁾。

上記ハーグ条約に加えて2017年11月に、ハーグ国際扶養条約も批准された。これにより、ブラジルとその他の締約国の間の扶養請求が容易になった。なお、同条約上のブラジルの中央当局はハーグ条約と同じく法務省国家司法

-
- 1) 例えば、エイトル・シカ（Heitor Sica）氏は民訴第334条4項1号を家事事件に適用することができないと解することにより、家事事件における予審期日を必ず設けなければならないとしている（SICA, Heitor. *Comentários ao Código de Processo Civil*, vol. X. São Paulo: RT, 2016, pág. 115 を参照）。同趣旨のリオデジャネイロ州高等裁判所の裁判例もある（Apelação Cível 0169790-13.2019.8.19.0001, rel. Des. Cíntia Santarém Cardinali, j. em 13/05/2020 を参照）。しかし、フェルナンダ・タルトゥセ（Fernanda Tartuce）氏によれば、当事者が和解を拒絶する意思表示した場合、任意性が「合意による紛争解決方法の大前提である」以上、当該記述を設ける必要がないと解すべきだと言う（TARTUCE, Fernanda. In: BUENO, Cassio Scarpinella (coord.), *Comentários ao Código de Processo Civil*, vol. 3. São Paulo: Saraiva, 2017, pág. 343 を参照）。同氏によれば、調停手続きは、妻が暴力的な夫に対して保護命令を出してもらわなければならないというような場合、すなわち合意による紛争解決が不適切であると認められる重大な事由があると認められたときは、実施すべきではないとも述べている（*idem*, pág. 343 を参照）。
 - 2) MAZZUOLI, Valério de Oliveira. *Curso de Direito Internacional Privado*. Rio de Janeiro: Forense, 4ª ed., 2019, pág. 363 を参照。

局所管の債権回収及び国際司法協力課である。

そのほかに、民訴第 22 条 1 号の規定にも留意しなければならない。すなわち、この規定により、①債務者がその住所若しくは生活の本拠をブラジルにしているとき、②又は被告がブラジルにおいて財産を所有し、若しくはブラジルにおいて収入源その他の財産的利益を有するなど、被告がブラジルとなんらかの関係を有しているときは、ブラジルの司法当局が当該事件を受理し判決を下すことができるとされている。

IV 裁判手続きの特別規定

2015 年ブラジル民事訴訟法によりブラジルではじめて家事事件に関する特別手続きが導入された。この特別手続きに関する規定は、特別法による別段の定めをおいている扶養料請求法 (1968 年法律第 5478 号)、並びに児童及び青少年に関する法所定の事件については適用されない。離婚、別居、安定的結合の成立若しくは解消、又は親権、面接交渉、若しくは親子関係に関するその他の全ての家事事件がこの特別手続きの対象となる。ただし、協議離婚や夫婦財産制の変更等のような任意手続きによるとされている家事事件については、この特別手続きの適用がない。

この特別手続きには 2 種類の特殊な紛争解決のための措置が用意されている。ひとつは、前述の義務的調停手続きの規律である (なお、前述の通り、女性又は子どもに対する家庭内暴力を理由とする保護命令があった場合は例外とされている)。もうひとつは、特殊な呼出の方法である。

ブラジル民事訴訟法では、呼出 (citação) とは、被告又はその他の利害関係人を訴訟手続きに参加させるための行為をいう。呼出は、原則として、当事者に対して直接に、電磁的方法、郵便、又は書記官により行われる。一般的に当事者に対して訴状の正本を引渡すことが直接の呼出の有効要件とされている (例えば、民訴第 248 条及び第 250 条 4 号を参照) が、特別手続きではその方法が異なる。

民訴第 695 条 1 項は「呼出状は手続きに必要な事項のみを記載するものと

し、訴状の正本を添付してはならない。但し、被告はいつでもその内容を閲覧することができる」と規定している。

この特殊な方法が採用された理由は明らかである。周知のとおり、家事事件の訴状には被告に対する痛烈な非難が含まれていることが多々あり、被告の人格そのもの又は被告と家族構成員若しくは第三者との関係が非難の対象となりやすい。被告は、訴状の正本をそのまま受け取れば、訴状にある生の主張にさらされてしまい、自己解決に対するいかなる意欲も喪失しかねない。

当然、被告が訴状を見ることが禁止されているわけではない。ただ、民訴第3条3項の定めるところに従って自己解決を促進する義務を有する弁護士又は公選弁護人を通して閲覧することになる。これらの者に対して合意による解決の妨げとならないような説明が期待されている。

そのほかに、特別手続きの特徴として、当該事件が制限行為能力者の利益に関わっており、又はいずれかの当事者が家庭内暴力若しくは女性に対する家族的暴力の被害者である場合、検察官が参加しなければならないとされていることが挙げられる（同法第698条柱書^{viii}）及び単項）。

なお、被告が呼び出されてから当事者間の合意による解決に至らないときは、通常の手続きに移行する（同法第697条）。

V 裁判手続きにおける新たなテクノロジーの活用

ブラジル訴訟法はかねてから新たな通信手段の活用に挑戦してきた。事件記録のデジタル化が進み、現在係争中の事件記録はほぼすべてデジタル化されている³⁾。またさまざまな電子通信方法が用いられている。

2006年以降、法律第11419号により、電磁的方法による呼出及び送達が導入された。2016年ブラジル民事訴訟法典は電磁的方法の利用可能性をさらに拡張し、また2021年法律第14195号による法改正を受けて電磁的方法が一般原則となるに至った。

そのほかに、2022年国家司法審議会決議第354号によりビデオ会議による手続きの遂行も可能になった。もうひとつ興味深い機能としてバーチャル

受付 (balcão virtual) というものが新設されたが、これにより、当事者又はその弁護人がビデオ会議を通じて裁判所事務局及び裁判官と連絡がとれるようになった。

VI 司法面談

ブラジル訴訟法では、家事事件において裁判官又はその補佐人が当事者、証人その他の利害関係人（例えば、親権及び面接交流権に関する事件における子ども）と面談する場面をいくつか設定している。

裁判官は、対面又はビデオ会議によって行われる審理期日及び判決期日のほかに、いつでも当該事案の事実に関して当事者を尋問するために当事者の対面出頭を命ずることができるとされている。

親権及び面接交流権に関する事件その他の児童及び青少年の利益に関する家事事件においては、通常、裁判所に在職する心理療法師及びソーシャルワーカーと共に当事者及びその子どもとの個別面談が実施される。また専門家による鑑定も行われることがあり、この場合には、当該専門家も事件に利害を有する当事者を聴取する。

またブラジルは 1990 年に児童の権利に関する条約を批准したが、同条約において児童は自己に影響を及ぼすありとあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、直接又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられるとされている（同条約第 12 条）。

さらに、18 歳未満の未成年者が利害を有すると認められる事件において

3) 国家司法審議会の統計によれば、2022 年以降に係争した事件総数の 97.2% はすでにデジタル化されている ([https://www.cnj.jus.br/justica-em-numeros-2022-processos-eletronicos-alcancam-972-das-novas-acoas/#:~:text=Justi%C3%A7a%20em%20N%C3%BAmeros%202022%3A%20processos,das%20novas%20a%C3%A7%C3%B5es%202D%20Portal%20CNJ&text=Do%20universo%20de%20novos%20processos,%25%2C%20foi%20em%20formato%20eetr%C3%B4nico](https://www.cnj.jus.br/justica-em-numeros-2022-processos-eletronicos-alcancam-972-das-novas-acoas/#:~:text=Justi%C3%A7a%20em%20N%C3%BAmeros%202022%3A%20processos,das%20novas%20a%C3%A7%C3%B5es%202D%20Portal%20CNJ&text=Do%20universo%20de%20novos%20processos,%25%2C%20foi%20em%20formato%20eetr%C3%B4nico、最終閲覧日 2023 年 7 月 18 日)、最終閲覧日 2023 年 7 月 18 日)。

は、検察官が必ず参加しなければならないとされ、検察官は当該事件の全手続きに参加することになっている。

Ⅶ 裁判官の事件管理権（case management）

裁判官は家事事件においてその他の事件と同じ権限を持ち義務を負う。具体的には、当事者を平等に取り扱い、手続きが合理的な期間内に終わるように配慮し、司法の威厳（*dignidade da justiça*）に反する行為を予防又は抑止し、もっぱら引き延ばしを目的とする濫用的な請求を却下し、裁判所の命令を執行するために必要な処分（促進処分、強制処分、命令処分、及び代位行使処分）をし、自己解決を促進し、訴訟上の期限を延期し、事件の性質に照らして権利実現の実効性を確保するために証拠の提出順を変更し、警察権を行使し、事件に関する事実について当事者を尋問するために当事者の出頭を命令し、訴訟要件の充足又は手続き上の瑕疵の治癒を決定するものとされている（民訴第 139 条）。

そのほかに、裁判官が手続きに対して関係構築・再構築的性質（*estruturante/reestruturante*）⁴⁾を付与する権限をもつ必要がある。子どもの親権及び面会交流権に関する事件において、特に 2010 年法律第 12318 号の定めるところに従って片親引き離し行為の事実が認められた場合、裁判官は、当該事件の関係再構築的性質に照らして、家族関係の再構築に適合するように手続きを適宜に変更することができる。なお、カップルの関係修復を押し付けるためではなく、児童又は青少年の最善の利益に最適な共同生活の規律を目指すべきである。そのためには、裁判官は仮決定（段階的決定）を行う。具体的には、目標を設定しながら、当該紛争について破綻した家族関係を再構築できるような解決になったと認められるときまで、当該事件で決定した親子交流制度について心理療法士やソーシャルワーカーなどの専門家による

4) CÂMARA, Alexandre Freitas. *Processo Reestruturante de Família*. Revista de Processo, vol. 338, 2023, pág. 277-298 を参照。

実態調査措置を講じる。

Ⅷ 強制執行の方法（扶養義務者の民事拘禁^{ix)}）

ブラジル法では扶養義務者が正当な理由なく扶養義務を履行しない場合にその民事拘禁が認められている。1988 年憲法第 5 条 67 号^{x)}の規定、及び米州人権条約第 7 条 7 号が根拠とされている。この民事拘禁は、履行請求直前の過去 3 回分の支払いの不履行があった場合、又は手続き中に不履行となったものがあった場合に限り、当該処分を命令することができるとされている（民訴第 528 条 7 項）。また、この民事拘禁は刑罰の性質を有せず強制執行の方法として認められているものである以上、履行があれば当事者が直ちに釈放されることになっている（民訴第 528 条 6 項）。

民事拘禁の期間は 3 カ月以下（民訴第 528 条 3 項）とされているが、前述のとおり、支払いがあれば、扶養義務者は、当該処分で定められた服役を終えていなくても、直ちに釈放される。またこのような拘禁は、通常の拘禁と異なり、開放処遇が認められず、扶養義務者が一般の受刑者から隔離されなければならないとされている（民訴第 528 条 4 項）。

Ⅸ 危険にさらされている家族構成員の保護措置

ブラジル法では家庭内暴力被害者を保護するための法令が 2 つある。ひとつは、マリアダペニャ法（Lei Maria da Penha）という名称で知られる 2006 年法律第 11340 号⁵⁾であり、女性に対する家庭内又は家族的な暴力に関する規定を置いている。もうひとつは、エンヒボレウ法という名称で知られる

5) 「マリアダペニャ法」という名称は、米州機構の米州人権委員会にマリアダペニャ氏がブラジル国を相手取って提訴した Maria da Penha Maia Fernandes v. Brasil 事件第 12051 号に由来している。米州人権委員会はマリアダペニャ氏に対する夫による 2 回の女性殺人未遂罪に対して十分な措置を講じなかったことをブラジルの作為義務違反と認定した。

2022 年法律第 14344 号⁶⁾であり、児童若しくは青少年に対する家庭内又は家族的な暴力を予防しまた対抗措置を講ずるための制度を新たに設けている。

いずれの法律も同じように身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、財産的暴力、又はモラル的暴力があった場合に保護命令を出すことができるとされている。これらの保護命令により、加害者に対して義務が課される場合もあれば——例えば、銃砲所持許可を停止し又は制限する命令、被害者及びその家族、並びに証人及び通報者若しくは告発者とその家族との間で接近禁止距離を指定する接近禁止命令などがある——、積極的な被害者保護のための措置が講じられる場合もある（例えば、被害者及びその家族を被害者・証人保護プログラムに加入させるための措置がある）。

さらに、家庭内又は家族的暴力の被害者が裁判手続きの当事者となった場合について、手続き上の特別な規定がいくつも用意されている。例えば、土地管轄に関する特別なルールがあり（2006 年法律第 11340 号第 15 条及び民訴第 53 条 1 号 d）、被害者女性が訴訟代理人なくして自ら緊急の保護命令を申し立てることができる（2006 年法律 11340 号第 19 条及び第 27 条）。

X 結語

以上から、ブラジル法は家族法及び家事事件手続法が非常に発展しているが、特に手続きの遅延について、改善の余地がまだ大いにあると言える。しかし、過去数十年の発展には目を見張るものがあると言っても良からう。今後とも、家族、特に弱い立場におかれている児童及び青少年並びに家庭内暴力被害者の保護に向けて、ブラジル法がさらに発展することを期して本稿を閉じることとする。

6) この名称は、エンヒボレウ事件に由来している。エンヒボレウは実母とその恋人の男性とともに暮らしていた家庭内で殺害された 4 歳の男児であった。実母及びその恋人が検察庁により起訴されたが、未だに裁判にかけられていない。

【質疑】

1 義務的調停と調停前置主義

(問) 家事事件において調停が義務であるかどうかという問題について、カマラ先生は調停が義務であると解すべきだとしているようですが、2015 年ブラジル民事訴訟法の規定では調停の申立が手続きの出発点とされており、訴訟提起→調停の申立→訴訟の中止→調停という流れになっているようです。そうであれば、訴訟→裁判官職権での訴訟の中止→調停ということになりそうですが、どうでしょうか。またもし調停をしなければならないとすれば、調停をしなかった場合について何らかの不服申立てができるでしょうか。ちなみに日本法では調停前置主義といって調停の申立をしないと訴訟を提起することができないとされているため、「訴訟の中断」というような決定が不要です。

(答) (ブラジルの) 家事事件において調停を実施するにはやはり当事者がなんら申立をする必要がありません。調停期日は家事事件にその訴訟手続きの一部として組み込まれており、義務的に実施されることになっています。従って、裁判官は職権で調停期日を設定しなければなりません。ただし、裁判官が何らかの理由で調停期日を設けなかった場合、ブラジル民事訴訟法の原則に照らして、調停を実施しない裁判官の決定を理由に直接上訴することは認められないとされています。

2 民事拘禁制度の評価

(問) 民事拘禁について、この制度はどのように評価されていますでしょうか。当事者に支払い能力があっても扶養義務を履行しない場合、差押ができないでしょうか。そして、支払い能力がなければ、自由を奪うことで仕事ができず履行を促す効果がないのではないのでしょうか。在日ブラジル人の事件を担当している弁護士からはブラジル人が逮捕されることを恐れて相談にくるというようなことがあるそうですが、ブラジルでこの制度がどのように評価され、どのように機能しているのかについてもう少し詳しく教えていただけ

ますでしょうか。

（答）扶養義務者の民事拘禁はブラジル連邦共和国憲法に規定があり、また米州人権条約にも扶養義務の不履行に基づく民事拘禁の可能性について留保が付されています——つまり、債務不履行を理由とする拘禁が認められる唯一の場合とされているのです。また、判例法の傾向としては、扶養義務者が扶養料を払えないと認められる場合、民事拘禁という措置の実効性がないため、民事拘禁を言い渡すべきではないと解されています。扶養義務者の民事拘禁は扶養義務者が自己名義の財産を有していないにもかかわらず「客観的な裕福の表れ（*sinais exteriores de riqueza*）」が認められる場合を想定したものです。例えば、自己名義の財産が全くないにもかかわらず、当事者が高額な旅行をしたり新車に乗り換えていたりして贅沢な生活をしているような場合を想像してみてください。このような場合に、拘禁は、仮釈放が認められないこともあり、非常に実効性の高い措置として機能します（またそのように評価されています）。ブラジルの法諺として「義務者がつかまれば、お金が放たれる（*devedor preso, dinheiro solto*）」とされているほどです。

3 ブラジル民訴第 694 条所定の専門的カウンセリングの位置付け

（問）民訴第 694 条単項では「調停又は専門的カウンセリング」とありますが、この専門的カウンセリングではどのような手続きが想定されていますか。調停と並べられているため、一定の紛争解決の手段に見えますが、いかがでしょうか。

（答）学際的対応（*atendimento multidisciplinar*）は紛争解決の手段ではありません。ここで想定されているのはやはり多種多様な分野の専門家（心理療法師やソーシャルワーカーなど）が当事者及び裁判官による紛争解決を助けるということです。ただ、裁判官がこのような「学際的対応」を実施するために、手続きを完全に中断することがあります。

4 裁判官の事件管理権と手続きの（再）構築的性質

（問）裁判官の事件管理権について、（再）構築という用語が出てきますが、

どのような意味でしょうか。ご報告では裁判等での紛争解決後も家族関係が続くため当事者の関係を将来に向けて再構築する必要があるという意味かと思いましたが、「(再) 構築」という言葉の意味についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

(答) ブラジルでは「構造 [構築] 的手続き (processo estrutural)」という用語はアメリカ法において structural injunctions というものが定着したときから用いられるようになりました。構造的手続きとはうまく機能していない制度又は活動を再構成させるためのものを言います。このような手続きは特に公共政策がきちんと機能していない場合——例えば、市民の健康に関する政策で市立の病院やクリニックなどの医療機関が十分に連携していなかったり、薬品や医師・看護師などの人材が不足していたりするような場合——に多用されています。財政難に陥っている会社の再生手続きもこの種のものとされています。用語法については、私としては、「構築的」ではなく「再構築的」と呼ぶべきだと主張してきましたが、それほど重要なことではありません。ここで重要なことは、この種の手続きが家事事件において、特に子の親権・監護及び面接交渉との関係で、機能不全に陥っている家族関係 (famílias disfuncionais) を調整するためにも用いるべきだという点です。

参考文献

- CÂMARA, Alexandre Freitas - *Processo Reestruturante de Família*. Revista de Processo, vol. 338, 2023.
- MAZZUOLI, Valério de Oliveira - *Curso de Direito Internacional Privado*. Rio de Janeiro: Forense, 4ª ed., 2019.
- SICA, Heitor - *Comentários ao Código de Processo Civil*, vol. X. São Paulo: RT, 2016.
- TARTUCE, Fernanda - *Comentários ao Código de Processo Civil* (BUENO, Cassio Scarpinella [coord.]), vol. 3. São Paulo: Saraiva, 2017.

（訳註）

- i) 安定した結合又は安定的結合（união estável）とは、ブラジル家族法上の事実婚の制度をいう。安定的結合制度については拙稿『ブラジルの同性婚法』（信山社、2018）第１章第２節第２項「非婚カップル制度の概略」を参照。
- ii) ブラジルにおける同性婚の合法化は、2011年連邦最高裁判決（ADPF 第132号・ADI 第4277号）を契機として2013年司法審議会決議第175号に至るまでの複雑な司法的プロセスによって実現した。ブラジルの同性婚法については前注 i) 拙稿（2018）を参照。
- iii) 社会情愛上の親子関係とは、親子関係の基礎を生物学的なつながりから社会情愛（socioafetividade）という新たな概念に置き換えることにより、生物学的な親子関係を相対化させるとともに父母以外の法律上の実親を認めるために用いられるブラジル家族法の概念である。
- iv) 同時家族（famílias simultâneas）は論者によって内容が異なる概念であり、並行家族（famílias paralelas）と同義で用いられることもある。離婚後の再構築家族や重婚の家族などさまざまな家族形態を指すことがあるが、ここではおそらく重婚の家族を指し、重婚の内縁の配偶者の法的保護を念頭に用いられているのではないと思われる。
- v) 英語の three と couple を組み合わせた throuple のカタカナ表記である。
- vi) 自己解決（autocomposição）とは当事者の交渉による紛争解決を指すブラジル訴訟法の概念であり、一方又は双方の当事者が任意に自らの法的利益を放棄して譲歩することによる紛争解決一般を指す。
- vii) 単項（parágrafo único）とはブラジルの法令編纂概念である。ブラジルの法令では第１項が「柱書（caput）」と呼ばれ各項と区別されるが、柱書のほかに項が一つしかない場合、当該項を第１項ではなく単項（また補項）という。
- viii) 訳注 vii) を参照。
- ix) Prisão の訳語について、「民事拘禁」と「民事勾留」の両方が用いられ定訳はない。
- x) ブラジル憲法第５条 67号は「債務を理由とする民事拘禁は行わない。ただし、扶養義務の任意かつ正当な理由のない不履行を原因とする債務及び不誠実な保管者の債務についてはこの限りでない」と定めている。